



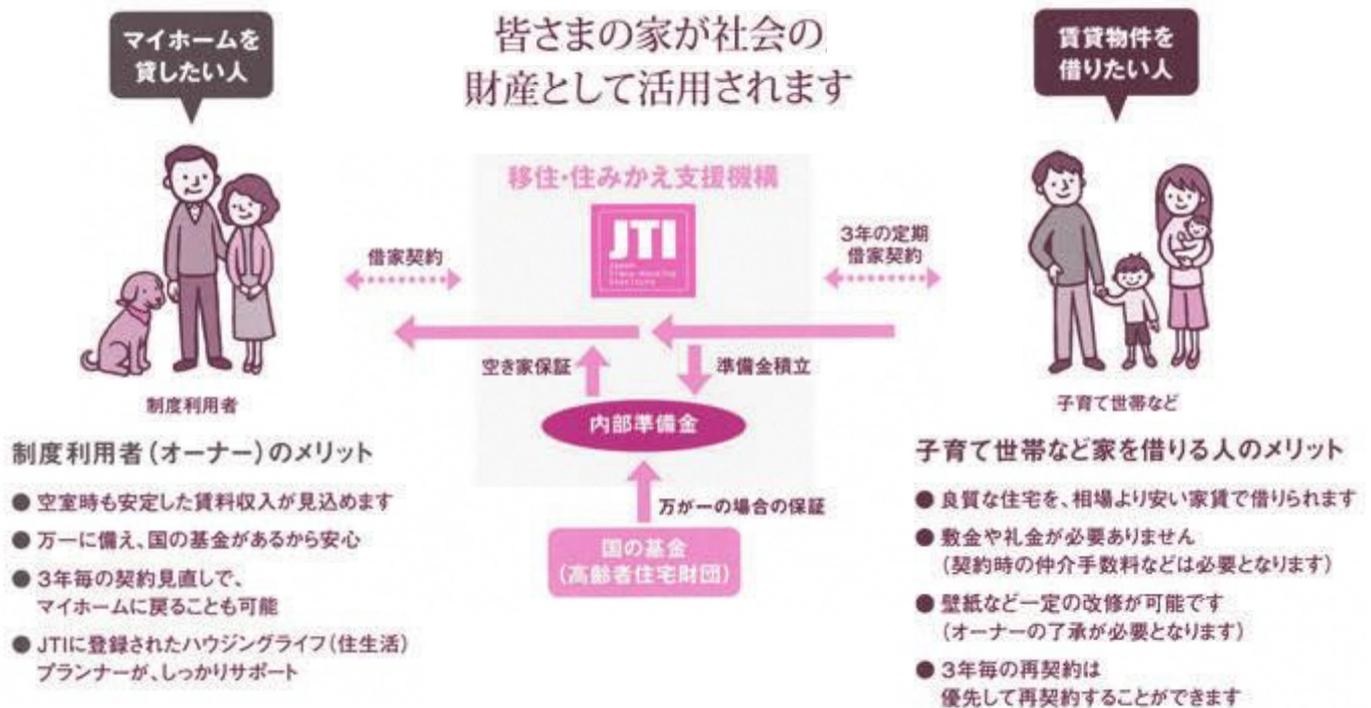
マイホーム借上げ制度の紹介窓口を開設しています

町では、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）のマイホーム借上げ制度を町内に展開するため、九州では初となる自治体窓口での制度取扱い認定書の交付を受けています。

持家が広すぎるため住み替えを考えている高齢者世帯がいる一方で、より広くゆとりある住まいを求めている子育て世帯などいることから、この制度を活用し、それぞれの世帯のニーズに合った住宅への住み替えを支援することを目的とした制度です。

※問合せ先 定住促進課 ☎92-7920

「マイホーム借上げ制度」のしくみ



「マイホーム借上げ制度」の特長

1 借り手のいない空室時も賃料を保証。安定した収入が見込めます。

制度を申し込み後、1人目の入居者が決定以降は、空室が発生しても規定の賃料を保証します(査定賃料下限の85%)。空室時の賃料保証に関しては、JTIの内部準備金をこれに充てますが、万一資金不足になった場合に備えて、国の基金も用意されているので安心です。



2 入居者とは3年の定期借家契約だから再び家に戻することもできます。

3年毎に契約が終了する定期借家契約を活用しているため安心。賃借人が居座ったり、立ち退き料を請求されることはありません。再契約をしなければ、マイホームに戻ることができます。売却することもできます。

3 JTIが制度利用者に代わり責任を持って転貸します。

JTIが借上げて転貸するので、一般の賃貸のように家のオーナーが賃借人と直接関わることはありません。家賃の未払い、家の不適切な使用など、賃借人とのトラブルの心配は無用です。





基山町空家等対策計画を策定しました

少子高齢化や核家族化などにより、基山町でも空家が年々増加しています。活用されずに放置された空家は、周辺環境に影響を及ぼす恐れもあり、また、居住可能な空家については、定住・人口増対策としての有効活用が重要な課題となっています。

国では、平成26年11月、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が定められました。基山町でも「基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例」を制定し、空家の適正な管理の推進と利活用促進の視点から、取組みを総合的・計画的に推進するため「基山町空家等対策計画」を策定しました。

計画の概要とポイント

- ・空家を未然に防ぐために、所有者の意識の^{かんよう}涵養に努めます。
- ・特定空家等に対して、所有者を確認し、助言や指導、勧告等を行います。
- ・居住可能な空家等を利活用するための各種施策を推進します。
- ・関係機関と連携して、空家等対策を実施します。
- ・町民は、空家情報の提供に努めます。

計画期間は策定から5年間とし、社会情勢の変化など、必要に応じて見直していきます。

※町民の皆さんには、居住可能な空家及びその跡地(空地)の情報を知り得た場合、速やかに町に情報提供を行うよう努めていただきます。



注意！ 空家等が発生しやすいケース

所有・相続の問題

- 所有者等の死亡、高齢者施設入所、長期入院等により、管理者が不在になる。
- 所有者等の遠方居住により、空家等の状況の把握及び定期的な管理ができない。
- 相続手続きがなされていない又は親族間で相続人(管理人)が決定されていない。
- 相続放棄等により、親族による管理意識が低下している。

経済的な問題

- 空家等の管理・解体に要する費用負担が経済的に困難である。
- 老朽空家を解体することで、固定資産税が上がる。

利活用の問題

- 空家等になった場合に、管理・売買等の相談先がわからない。
- 将来的に利用する可能性があり、そのままにしている。
- 老朽家屋を解体して更地にしても、利活用ができない。

町では、この計画に基づき空家の適切な管理や活用を促進し、良好な環境で快適に暮らせるまちづくりを目指します

※問合せ先 定住促進課 ☎92-7920

有料広告



佐賀県地域産業支援センター登録専門家

行政書士吉田法務事務所

運送業許可 建設業許可 倉庫業許可 宅建業許可 各種許可申請 契約書の作成
在留資格の申請 自動車の名義変更 ナンバープレートの交換 農地転用 遺言相談

基山町宮浦486-153 TEL 0942-92-7067 <http://saga.blue/>